

宇治市広告掲載要項

(趣旨)

第1条 この要項は、市の資産を広告媒体として活用することに関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市の資産への広告掲載は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要項において、「広告媒体」とは以下に規定する広告掲載が可能なものをいう。

- ア 市が作成する印刷物
- イ 市のＷＥＢページ
- ウ その他広告媒体として活用できる市の資産で市長が定めるもの

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての特定の主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるもの
- (9) その他、広告媒体に掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載基準を別に定める。

(募集方法等)

第5条 広告の募集方法、広告の掲載期間、規格及び掲載位置、予定価

格及び選定方法は、必要に応じて広告媒体ごとに別に定める。

(審査機関)

- 第6条 掲載する広告の可否を審査するため、宇治市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。
- 2 審査会の委員長は総務・市民協働部長を、委員は市長公室長、政策企画部長、産業観光部長、人権環境部長、教育部長、選挙管理委員会事務局長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第7条 審査会の会議は、掲載する広告の可否について委員長が必要と認めたときに、委員長が召集する。
- 2 審査会の会議は委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告掲載を行うそれぞれの市の資産を所管する所属長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

- 第8条 審査会の庶務は、広告審査担当課において処理する。

(その他)

- 第9条 この要項の実施に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。